

西中国信用金庫

〈外貨普通預金〉商品概要説明書

平成25年 5月 1日現在

1. 商品名	・外貨普通預金
2. 商品概要	・外国通貨建ての、期間の定めのない預金です。
3. 預金保険	・外貨預金は預金保険の対象外となります。
4. 販売対象	・個人の方および法人
5. 期間	・期間の定めはありません。
6. 預入	
(1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none">・随時お預け入れいただけます。・円貨での預入の場合、口座からの振替（本人名義）のみのお取扱いです。・異種外貨での外貨普通預金口座への預入はお取扱いきれません。・外貨現金での預入の場合、通貨ごとに定める当金庫所定の料率で計算した手数料がかかります。・外貨 T/C での預入の場合、通貨ごとに定める当金庫所定の利率で計算したメール期間金利がかかります。・到着した外国送金からの預入の場合、外貨受払手数料がかかります。
(2) 最低預入額	・1通貨単位
(3) 預入単位	・1補助通貨単位まで預入可能
(4) 預入通貨	・米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、ニュージーランドドル
7. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none">・随時払い出し。・円貨での払出の場合、本人名義口座への入金のみのお取扱いです。・外貨普通預金口座から、異種外貨での払出はお取扱いきれません。・外貨現金での払戻には、通貨ごとに定める当金庫所定の料率で計算した手数料がかかります。・外貨 T/C での払戻は現在お取り扱いしておりません。・外貨での送金にご使用の場合、別途、送金手数料・外貨受払手数料等がかかります。
8. 利息	
(1) 適用利率	<ul style="list-style-type: none">・変動金利。マーケット環境等により見直しをすることがあります。・毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払方法	<ul style="list-style-type: none">・毎年3月と9月の利息決算日（第2土曜日）の翌営業日にお支払致します。
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none">・毎日の最終残高について付利単位を原則1通貨単位とした1年を365日とする日割計算。
9. 税金について	<ul style="list-style-type: none">・利子所得は源泉分離課税（国税15%、地方税5%）として課税されます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。・お利息はマル優の対象外です。・為替差益への課税 （法人のお客様）総合課税。 （個人のお客様）為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。・詳しくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談下さいようお願い申し上げます。

10. 手数料および適用相場	<ul style="list-style-type: none"> ・預入・引出方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 ・詳しくは「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。
11. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ございません。
12. 問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・お取引店までお問い合わせ下さい。
13. 認定投資者保護団体	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫が対象業者となっている認定投資者保護団体はございません。
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ございません。
15. 通帳・キャッシュカードのお取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳は発行せず、ステートメント（入出金明細表）を毎月お送り致します。ただし、月中入出金のない場合は発行されません。 ・キャッシュカードは発行致しません。
16. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時45分、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
17. お申し込み時のご注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（例えば、1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円、1ニュージーランドドルあたり2円）がかかります（お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレート（預入時）、TTBレート（引出時）をそれぞれ適用します）。したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（例えば、1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1オーストラリアドルあたり4円、1ニュージーランドドルあたり4円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円価額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。 ・外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円価額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。